

**会社分割の承継の対象外となった
分割会社のゴルフ場預託金債務につき、
承継会社に当該債務の弁済責任が認められた事例**

講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 安西明毅

1時限目 事案の概要

預託金会員制のゴルフクラブの会員である上告人が会員資格保証金として3,500万円を預託していたところ、同クラブを経営していたA社は会社分割を行い、新設会社たる被上告人がそのゴルフ場の事業を承継したが、同クラブの会員に対する預託金返還債務は承継しなかった。

なお、上記会社分割の効力発生日より3カ月が経過した後、被上告人およびA社は、上告人を含む同クラブ会員に対して、会社分割により被上告人が同ゴルフ場を経営する会社として設立されたこと等を記載したお願い書を送付していたが、同お願い書には預託金返還債務については触れられていなかった。

かかる状況において、上告人が被上告人に対し、事業の譲渡を受けた譲受会社が譲渡会社の商号を続用する場合における債権者を保護するための規定である会社法22条1項が類推適用されると主張して、預託金の返還等を求めた事案である（最判第三小法廷平20.6.10ジュリスト1360号84頁他）。

2時限目 判 旨

本判決は、「預託金会員制のゴルフクラブの名称がゴルフ場の事業主体を表示するものとして用いられている場合において、ゴルフ場の事業が譲渡され、譲渡会社が用いていたゴルフクラブの名称を譲受会社が引き続き使用しているときには、譲受会社が譲受後遅滞なく当該ゴルフクラブの会員によるゴルフ場施設の優先的利用を拒否したなどの特段の事情がない限り、譲受会社は、（事業譲渡における譲受会社の弁済責任についての）会社法22条1項の類推適用により、当該ゴルフクラブの会員が譲渡会社に交付した預託金の返還義務を負うものと解するのが相当であるところ、このことは、ゴルフ場の事業が譲渡された場合だけではなく、会社分割に伴いゴルフ場の事業が他の会社又は設立会社に承継された場合にも同様に妥当するというべきである。」と判示し、

承継会社が、分割会社が負う会員資格保証金返還債務の弁済責任を負うとし、上告人の請求を認容したものである。

3時限目 実務の視点

会社法22条1項は、事業譲渡につき、事業の譲渡を受けた譲受会社が譲渡会社の商号を続用している場合において、事業主の交替を知らず譲渡会社が事業を継続していると信じた譲渡会社の債権者、また事業主の交替を知っていても譲受会社に債権・債務が移転していると信じた譲渡会社の債権者を保護するための規定であり、同条が適用された場合には、譲受会社と連帯して、譲渡会社も譲渡された債務の弁済責任を負うこととなる。

この点、本判決は、ゴルフ場の会社分割の場合においても、分割会社が経営していたゴルフクラブの名称を承継会社が続用している場合には、「特段の事情がない限り」、会社法22条1項の類推適用を認め、分割会社の債権者に対する承継会社の責任を認めた参考判例といえよう。そして、本「お願い書」の内容では、分割会社の義務を引き継がなかったことを明らかにしたものと解することは出来ず「特段の事情」があるということとはできない。また、他に「特段の事情」といえるようなものがあることはどうかはわれないとして、上告人の請求を認めたものである。

本来、分割会社の債務については、当該債務を分割契約書や分割計画書において承継の対象から外せば承継会社が責任を負わないのが原則であるが、仮に、承継会社が分割会社の商号を継続して使用するような場合に譲受会社が承継会社の責任を負わないことを確実にするためには、承継会社が分割会社の債務を承継しないことを書面により明らかにし、分割の効力発生日後できる限り速やかに債権者に送付することが望ましい。